

(2) 雇用就農を希望する者に対する支援等の実施状況（就農前）

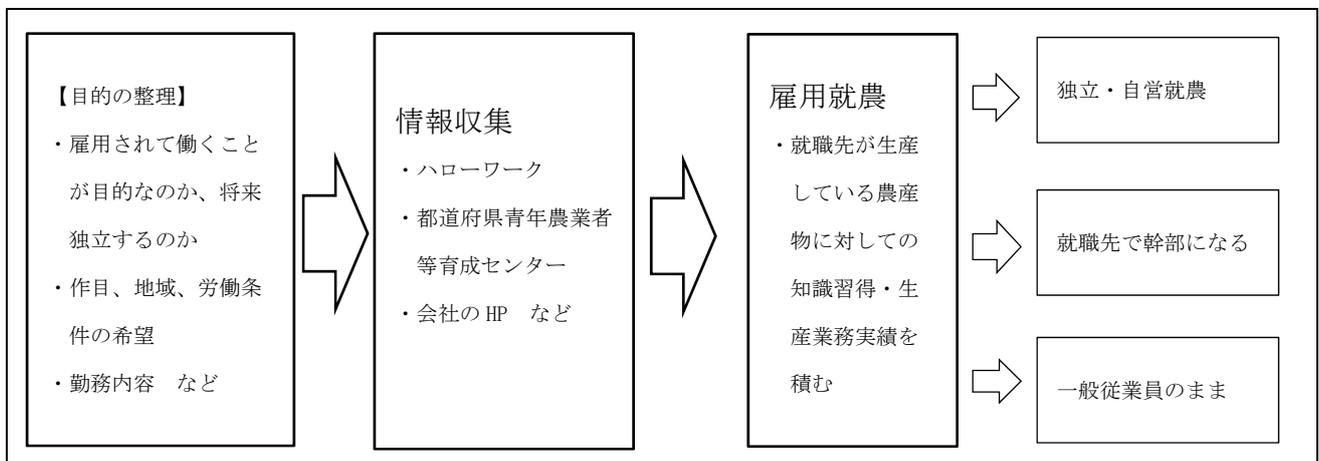
ア 雇用就農を希望する者に対する情報の提供状況

【制度等】

雇用就農を希望する者（以下「雇用就農希望者」という。）においては、図表 3-(2)-ア-①のとおり、一般的に、自らが雇用されて就農する際の目的を明らかにした上での情報収集から活動を始め、雇用就農後は生産している農産物に対しての知識の習得や生產業務実績の蓄積に努め、就職先で幹部になったり、独立・自営就農をしたりする者もいる。

雇用就農希望者が就農する際の目的（将来独立・自営就農するのかなど）にもよるが、一般的に、雇用就農希望者は、就農に際して基本的な情報である作目、地域、労働条件や勤務内容などの基本的な情報を必要としていると考えられる。

図表 3-(2)-ア-① 雇用就農の流れ



(注) 就農案内読本 2018（平成 30 年 6 月全国農業会議所）及び農業法人等における雇用就農者のキャリアアップ（農林水産省委託平成 28 年度雇用就農者のキャリアアップ推進委託事業）に基づき、当省が作成した。

雇用就農希望者が就農する際の情報収集については、「農業法人等従業員雇用定着のためのアンケート調査結果」（平成 25 年 3 月全国農業会議所）（資料 3-(2)-ア-①参照）によると、図表 3-(2)-ア-②のとおり、「就職の際の情報源」としては「知人等の紹介」（42.2%）が最も多く、次いで「ハローワーク」（35.4%）、「学校」（12.0%）となっている。また、同アンケート調査結果における「現在の就職先入社の際に役立った情報源」についても、「知人等の紹介」（41.8%）が最も多く、次いで「ハローワーク」（26.5%）、「学校」（8.6%）となっている。このことから、雇用就農希望者における情報収集先・情報源としては、知人等に次いで、ハローワークが利用されているという結果となっている。

なお、このアンケート調査結果では、就職の際の情報源として「都道府県の就農相談会」は 4.6%であり、市町村の農政担当部局は「その他」（8.4%）に含まれている。このことから、これらは雇用就農希望者によって必ずしも積極的に利用されていない状況であることがうかがえる。

図表 3-(2)-ア-② 「農業法人等従業員雇用定着のためのアンケート調査結果」の雇用就農者に係る結果概要

	就職の際の情報源			
	就農の経緯について(複数回答)	知人等の紹介	(42.2%)	就農相談センターのHP・窓口
ハローワーク		(35.4%)	都道府県の就農相談会	(4.6%)
学校		(12.0%)	求人雑誌	(1.9%)
会社のHP		(7.3%)	折り込みチラシ	(1.3%)
求人サイト		(6.7%)	その他	(8.4%)
新・農業人フェア		(6.3%)		
	現在の就職先に入社の際に役立った情報源			
	知人等の紹介	(41.8%)	新・農業人フェア	(2.1%)
	ハローワーク	(26.5%)	都道府県の就農相談会	(2.1%)
	学校	(8.6%)	折り込みチラシ	(1.1%)
	会社のHP	(7.3%)	求人雑誌	(0.5%)
	求人サイト	(6.7%)	その他	(8.3%)
	就農相談センターのHP・窓口	(5.7%)		

(注) 「農業法人等従業員雇用定着のためのアンケート調査結果」に基づき、当省が作成した。

(地方公共団体等における雇用就農希望者に対応する相談窓口)

雇用就農希望者に対応する地方公共団体の相談窓口については、都道府県段階では、基本的に、農業経営基盤強化促進法第14条の11に基づき設置するよう努めることとされている都道府県青年農業者等育成センターが担当している。また、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条により都道府県知事から指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(都道府県農業会議)が、地方公共団体以外で雇用就農希望者に対応する相談窓口としての機能を担っている。

全国農業会議所においては、農業人材力強化総合支援事業に位置付けられている新規就農等相談活動事業(注)を実施するため、「新規就農等相談活動事業実施方針」(平成28年4月全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所)を策定している。この方針の中で、都道府県農業会議及び都道府県青年農業者等育成センターは「都道府県新規就農相談センター」として位置付けられており、農業法人等への雇用就農のための「就農情報の収集及び発信活動事業」を行うこととされている(資料3-(2)-ア-②参照)。

(注) 新規就農等相談活動事業とは、就農を希望する者に対する全国的な求人情報や、若年層等に対する就農意欲を喚起するための情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験を実施する事業である。

(都道府県労働局における雇用就農希望者への対応)

第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定)においては、農林水産省が、基幹産業である農林水産業の振興や地域資源を活用した各種産業の振興等による新たな雇用・就業機会の創出に向けた取組を支援し、厚生労働省と連携して農林漁業への就業支援等を実施することと

されている（資料 3-(2)-ア-③参照）。

これを受け、厚生労働省は、農林漁業就業支援事業実施要領（平成 25 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 11 号厚生労働省安定局長通知。平成 29 年 3 月 16 日一部改定。以下「実施要領」という。）を策定している。その中で、各都道府県労働局に対し、管内の公共職業安定所（以下「安定所」という。）が農林漁業に係る求職者に対して効率的・効果的な情報の提供や職業相談・職業紹介等を実施できるよう、安定所を支援するよう指示している。具体的には、図表 3-(2)-ア-③のとおり、各都道府県労働局において、農林漁業への就職促進に必要な情報の収集及びその管内の安定所への提供を始めとする 9 つの取組事項（以下「取組事項」という。）を実施し、安定所を支援することとしている。

図表 3-(2)-ア-③ 実施要領において各都道府県労働局が行う取組事項の概要

取組事項	内容
①農林漁業への就職促進に必要な情報の収集及び管内の安定所への提供	各都道府県労働局は、安定所に来所する農林漁業に就職を希望する者に対して、地域の農業法人等に就職した場合について、1 日及び 1 年の業務の流れなどの事例を収集して、求職者が具体的なイメージを得られるような形に取りまとめるなど、安定所窓口において情報提供できる形としつつ、管轄の全安定所に配布する。
②農林漁業関係の労働市場の分析	臨時的な労働需要を含めた農林漁業の労働市場の状況について、関係機関との連携に努めながら、各都道府県労働局内の状況を詳細に情報収集・分析し、取りまとめ、職員・求職者が利用できるよう管轄の安定所に配布する。
③農林漁業関係の求人の開拓	上記労働市場の分析結果を確認の上、不足している求人について、地方農政局等関係機関へ安定所の活用について協力要請を行う。
④農林漁業のための就職ガイダンス及び農林漁業合同面接会の実施	(農林漁業のための就職ガイダンス) 就職ガイダンスの実施に当たっては、収集し取りまとめた上記「農林漁業への就職促進に必要な情報」も活用し、農林漁業で働くことへの動機付けや農林漁業に対する理解の向上を図る。 (農林漁業合同就職面接会の実施) 面接会の実施に当たっては、関係機関とも連携して、求人・求職の双方に対して事業の周知、参加募集を行うよう努める。
⑤農林漁業関係職業能力開発・技術習得支援の実施	上記労働市場分析を踏まえつつ、必要な訓練コースが設定されるよう、都道府県の訓練担当部局、農業大学校その他の教育訓練機関等に対して働きかける。例えば、新規就農希望者向けに農業全般の基礎知識に関する就農（職業）訓練などを外部（農業大学校等）に委託して実施すること。
⑥都道府県農林漁業等対策・連絡協議会の実施	関係機関等との連携強化を図るため、都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会を設置し、毎年 1 回以上開催する。
⑦農林業職場定着支援事業との連携	厚生労働省本省において委託事業として実施する農林業職場定着支援事業（「農業雇用改善推進事業」（注 2）及び「林業就業支援事業」、資料 3-(2)-ア-④参照）において実施する説明会、ガイダンス等については、その日程等の情報を整理し、安定所へ配布する。また必要に応じてアドバイザー等と連携す

	る。
⑧好事例等の収集	安定所窓口、「農林漁業就職支援コーナー」における農林漁業就職希望者への職業相談の好事例、よくある相談内容と対応例、就職した者の声などを収集して取りまとめ、相談窓口で利用できるようにする。
⑨農林漁業事業者が利用できる各種支援制度の周知	農業法人等事業主に対し、雇用関係助成金等の利用可能な制度及び助成金等の周知を行うとともに、これらの情報を取りまとめて、各安定所の求人部門が利用できるようにする。

(注)1 実施要領に基づき当省が作成した。

- 2 「農業雇用改善推進事業」とは、厚生労働省が外部に委託し、雇用管理に関する研修会や相談会を実施することである。都道府県労働局においては、雇用管理に関する相談があった際にこの事業により設置されたアドバイザーに対して対応を依頼することができる。

【調査結果】

(地方公共団体等における取組)

今回、18 都道府県農業会議及び 18 都道府県青年農業者等育成センターにおける雇用就農希望者に対する就農に向けた支援の取組の有無について調査したところ（図表 3-(2)-ア-④参照）、各都道府県において、都道府県農業会議又は都道府県青年農業者等育成センターのいずれかで都道府県内の農業経営体の求人情報の収集や情報提供などの取組が行われている。

なお、今回調査対象とした 35 市町村のうち 26 市町村の農政担当部局においては、「雇用就農希望者が市町村の農政担当部局に相談に来ることが少ない」ことなどを理由に、雇用就農希望者に対する取組がほぼ行われていない状況となっている。これは、前述の「農業法人等従業員雇用定着のためのアンケート調査結果」（図表 3-(2)-ア-②（再掲）参照）の状況とおおむね符合していると考えられる。

図表 3-(2)-ア-④ 都道府県新規就農相談センターにおける雇用就農希望者に対する取組状況

区分	都道府県新規就農相談センター	
	18 都道府県農業会議	18 都道府県青年農業者等育成センター
雇用就農希望者に対する都道府県内の農業経営体の求人情報の収集や情報提供などの取組状況	15 都道府県農業会議で取組あり(注2)	17 都道府県青年農業者等育成センターで取組あり(注2)

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 同一の都道府県内において、都道府県農業会議と都道府県青年農業者等育成センターの双方が取組を行っていないものはみられなかった。

(都道府県労働局における取組)

今回調査対象とした 18 都道府県労働局における実施要領に定められた取組事項に係る実施状況（以下「実施事項」という。）は図表 3-(2)-ア-⑤のとおりであり、「農林漁業関係の求人の開拓」などがほぼ全ての調査対象とした都道府県労働局で実施され、管内の安定所に対する支援が行われている一方で、「職業相談の好事例・対応例等の収集」については、窓口において農林漁業への就職を希望する求職者が少ないこと等の理由により収集に至っておらず、18 都道府県労働局のうち 4 都道府県労働局で実施されるにとどまる状況となっている。

都道府県労働局では、取組事項のうち実施されない事項があること主な理由について、図表 3-(2)-ア-⑥のとおり、農業についての求職者が少ないことなどを挙げている。

図表 3-(2)-ア-⑤ 実施要領における取組事項の都道府県労働局の実施状況

(単位：労働局)

取組事項	実施労働局数	取組事項	実施労働局数
①農林漁業への就職促進に必要な情報の収集	18	⑥都道府県農林漁業就業等対策・支援連絡協議会の開催	14
②農林漁業関係の労働市場の分析、配布	16	⑦農業雇用改善推進事業の活用	11
③農林漁業関係の求人の開拓	16	⑧職業相談の好事例、対応例等の収集	4
④農林漁業のための就職ガイダンス及び農林漁業合同面接会の実施	ガイダンス:11	⑨農林漁業従事者が利用できる各種支援制度の周知	18
	面接会 :13		
⑤農林漁業関係職業能力開発・技術習得支援の実施	5	—	—

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(2)-ア-⑥ 実施要領における取組事項を都道府県労働局で実施していない主な理由

取組事項	実施していない主な理由
①農林漁業への就職促進に必要な情報の収集	— (全 18 都道府県労働局で実施)
②農林漁業関係の労働市場の分析、配布	農林漁業も含めた全体の労働市場の分析を行っているが、管内の農林漁業関係の求人が少ないこともあり、農林漁業関係の労働市場の分析、配布は行っていない。
③農林漁業関係の求人の開拓	現在の雇用の情勢は回復傾向にあると考えており、農業希望の求職者は減少しているなか、安定所に提出されている現状の農業関係の求人で農業希望の求職者への対応は可能であるため、実施していない。
④農林漁業のための就職ガイダンス及び農林漁業合同面接会の実施	就職ガイダンスについては県の農政担当部局で実施していることを踏まえ労働局としては実施していない。また、合同面接会については

	労働局として開催の意思はあるが、事業主に高齢の個人が多く参加が見込めない状況であり、開催には至っていない。
⑤農林漁業関係職業能力開発・技術習得支援の実施	平成28年度及び29年度に求職者を対象に職業訓練に関するアンケートを実施した結果では、農林水産部門はニーズが低く（29年度：1303人中22人（1.7%）が希望）、仮に訓練コースを設定しても希望者の確保ができないと見込まれるため。
⑥都道府県農林漁業就業等対策・支援連絡協議会の開催	農業については、関係機関の連携体制構築などの取組が十分ではなく、実施には至っていない。
⑦農業雇用改善推進事業の活用	求人企業等から雇用管理改善推進事業を活用したいとの申出がなかったため。
⑧職業相談の好事例、対応例等の収集	実施要領において収集・取りまとめを行うとされている好事例等について、対象となるような個別事例はなかったため。
⑨農林漁業従事者が利用できる各種支援制度の周知	－（全18都道府県労働局で実施）

（注） 当省の調査結果による。

これらの取組について、同程度の農業就業者数を有する都道府県であることを前提としつつ、実施事項が少ない都道府県労働局と実施事項の多い都道府県労働局とを比較したところ、図表3-(2)-ア-⑦、3-(2)-ア-⑧のとおり、実施事項の多い都道府県労働局の方が、農業就業者数に対する常雇いされている者の割合がおおむね高くなる傾向がみられた。

図表3-(2)-ア-⑧のとおり、農業就業者数が4万人以上7万人未満の区分で比較してみると、実施事項の多い愛知労働局や鹿児島労働局では農業就業者数に対する常雇いされている者の割合がそれぞれ16.3%、15.2%となっているが、実施事項の少ない秋田労働局では4.4%となっている。一方、図表3-(2)-ア-⑨のとおり、農業就業者数が4万人未満の区分において実施事項の多い岡山労働局では、この割合が5.2%にとどまるといった例もある（資料3-(2)-ア-⑤参照）。

図表3-(2)-ア-⑦ 実施要領における都道府県労働局の実施事項数と農業就業者数及び常雇いされている者の人数の割合<農業就業者数が7万人以上>

（単位：事項、人）

都道府県労働局	実施要領の9つの取組事項のうち、実施事項数	農業就業者数（A） （基幹的農業従事者＋常雇い）	常雇い（B）	B/A
茨城	8	87,804	10,983	12.5%
北海道	6	112,524	23,296	20.7%
千葉	6	73,685	8,586	11.7%
熊本	5	72,873	7,664	10.5%

（注） 当省の調査結果及び2015年農林業センサスによる。

図表 3-(2)-ア-⑧ 実施要領における都道府県労働局の実施事項数と農業就業者数及び常雇いされている者の人数の割合<農業就業者数が4万人以上7万人未満>

(単位：事項、人)

都道府県 労働局	実施要領の9つの取組事 項のうち、実施事項数	農業就業者数 (A) (基幹的農業従事者+常雇い)	常雇い (B)	B/A
愛知	8	66,087	10,755	16.3%
鹿児島	8	61,955	9,437	15.2%
青森	6	63,679	5,457	8.6%
岩手	6	64,482	5,320	8.3%
秋田	6	46,943	2,057	4.4%

(注) 当省の調査結果及び2015年農林業センサスによる。

図表 3-(2)-ア-⑨ 実施要領における都道府県労働局の実施事項数と農業就業者数及び常雇いされている者の人数の割合<農業就業者数が4万人未満>

(単位：事項、人)

都道府県 労働局	実施要領の9つの取組事 項のうち、実施事項数	農業就業者数 (A) (基幹的農業従事者+常雇い)	常雇い (B)	B/A
岡山	9	39,777	2,062	5.2%
福井	7	15,900	1,735	10.9%
広島	7	35,448	4,140	11.7%
山口	7	25,094	1,763	7.0%
愛媛	7	38,531	3,356	8.7%
長崎	7	35,462	3,743	10.6%
山梨	6	26,309	2,152	8.2%
高知	6	27,454	4,214	15.3%
神奈川	3	21,706	1,404	6.5%

(注) 当省の調査結果及び2015年農林業センサスによる。

イ 道府県農業大学校における雇用就農を希望する学生に対する支援の実施状況

【制度等】

(道府県農業大学校の位置付け、教育内容等)

道府県農業大学校とは、農業改良助長法第7条第1項第5号に基づき、農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行う農業者研修教育施設であり、農業経営の担い手を養成する中核的な機関として、42道府県が条例により設置している(資料3-(2)-イ-①参照)。

道府県農業大学校には、全ての大学校に設定されている、高校卒業者等を対象として2年間講義と実習を組み合わせ実践的な研修教育を行う「養成課程」のほか、一部の道府県農業大学校において設定されている、養成課程の卒業者等を対象として高度な研修教育を行う「研究課程」及び新規就農希望者や青年農業者等を対象に農業経験や技術力及び経営力の習得状況に応じた多様な研修等を行う「研修課程」がある(資料3-(2)-イ-②参照)。

(道府県農業大学校の入学者、卒業者等の状況)

全国の道府県農業大学校の養成課程には、図表3-(2)-イ-①のとおり、毎年平均約1,900人が入学し、近年では非農家子弟の割合が6割近くまで上昇している。また、図表3-(2)-イ-②のとおり、毎年平均約1,800人が卒業しており、その就農率は約6割であることを踏まえると、道府県農業大学校は、新規就農者を輩出する一翼を担っていると考えられる。

図表3-(2)-イ-① 道府県農業大学校(養成課程)の入学者数の推移

(単位：人、%)

年度(平成)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
定員	2,290	2,270	2,290	2,280	2,320	2,320
入学者数	1,922	1,904	1,875	1,843	1,911	1,879
定員充足率	83.9	83.9	81.9	80.8	82.4	81.0
非農家子弟の割合	51.9	51.2	53.8	55.8	58.3	58.2

(注) 農林水産省及び全国農業大学校協議会の資料による。

図表 3-(2)-イ-② 道府県農業大学校（養成課程）の卒業者数の推移

(単位：人、%)

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
卒業者数	2,008	1,907	1,767	1,772	1,736	1,741
就農者数	978	1,025	982	1,048	976	994
就農率	48.7	53.7	55.6	59.1	56.2	57.1
農家子弟の 就農率	63.8	67.7	69.1	72.5	70.8	71.2
非農家子弟 の就農率	32.8	39.1	42.9	46.5	44.2	45.0

(注) 農林水産省及び全国農業大学校協議会の資料による。

また、卒業生の就農形態をみると、図表 3-(2)-イ-③のとおり、近年は自営就農よりも雇用就農の割合が上昇している傾向がみられる。

図表 3-(2)-イ-③ 道府県農業大学校（養成課程）の卒業生の就農形態

(単位：%)

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
就農率(注2)	48.7	53.7	55.6	59.1	56.2	57.1
うち自営就農	15.7	15.8	17.4	18.9	17.2	17.7
うち雇用就農	20.7	23.5	26.5	30.0	29.4	30.1

(注) 1 農林水産省及び全国農業大学校協議会の資料による。

2 「就農率」には、他産業に従事しながら一部農業にも従事している者などが含まれているため、自営就農と雇用就農の合計とは一致しない。

(道府県農業大学校に求められる役割等)

道府県農業大学校では、農業改良助長法第7条第1項第5項において、「農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者」に対し研修教育を行うとされているように、以前は学生の多くを農家子弟が占めている状況にあった。しかし、近年は、前述のとおり（図表 3-(2)-イ-①（再掲）参照）、農業大学校に占める非農家子弟の割合が6割近くまで上昇し、農業への転職を希望する他産業従事者等の増加など学生の様相は多様化している。非農家子弟の卒業生が就農する場合、卒業直後に独立就農するのではなく一旦雇用就農する場合が一般的であるが、前述のとおり（図表 3-(2)-イ-②（再掲）参照）、親元に就農する機会が多い農家子弟に比べ、就農率は低調な状況となっている。

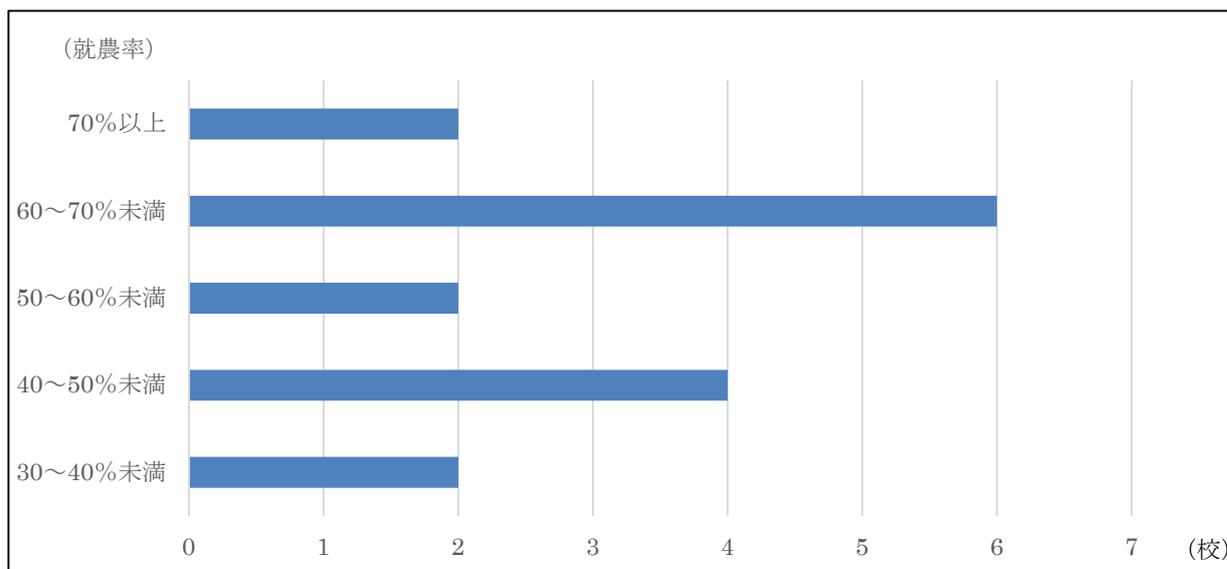
このような状況を背景として、協同農業普及事業の運営に関する指針において、道府県農業大学校は、「農家の子弟でない学生が増加していることを踏まえ、学生の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援の取組を推進する」とされている（資料 3-(2)-イ-①（再掲）参照）。

【調査結果】

（調査対象とした道府県農業大学校における学生の就農状況）

全国の42道府県農業大学校のうち16道府県農業大学校を抽出して調査した結果、これら16道府県農業大学校における養成課程の卒業生の直近5年の就農率の平均は56.3%となっている。これを具体的にみると、図表3-(2)-イ-④のとおり、7割を超える就農率となっている道府県農業大学校がある一方、就農率が3割程度となっている例もあるなど、道府県農業大学校において一定の差が生じている状況がみられた。

図表3-(2)-イ-④ 調査対象とした道府県農業大学校（養成課程）の卒業生の就農率別学校数



（注）1 当省の調査結果による。

2 就農率は、各農業大学校の平成24年度から28年度までの卒業生のうち、農業専従者等となった者の割合を示す。

（就農率の高い道府県農業大学校における雇用就農の促進に資する取組状況）

上記16道府県農業大学校のうち、就農率が低い農業大学校では、その理由として、「農業関連産業（農機具メーカー等）等の求人が多く、その求人条件がよいため就農以外の道を選択すること等が考えられ、また、農家出身者であっても、跡を継ぐには親がまだ若いこと等があり、他産業に就職する者も多いこと」を挙げている。

一方、就農率の高い又は近年就農率が大きく向上している道府県農業大学校では、その理由として、「非農家出身の学生が増加していることもあり、雇用就農に重点を置いた対策をしていること」等を挙げているものが多い。これらの農業大学校では、図表3-(2)-イ-⑤のとおり、雇用就農を希望する学生と求人を希望する農業法人とのマッチングを行うなど効果的な取組が行われている。このような取組については、他の道府県農業大学校においても参考になるものと考えられる（資料3-(2)-イ-③参照）。

図表 3-(2)-イ-⑤ 道府県農業大学校における雇用就農の促進に資する効果的な取組事例

No.	事例の概要
1	1 年次の早期から、実際の農家・農業法人で営農や農村生活を体験させる「短期農家・法人研修」を行い、その後に雇用就農の希望を示した場合には、翌年 3 月に市町村の担当者も交えた学生との個別面談を実施し、学生の希望や適性に即し、かつ将来の就職先とすることを念頭に研修先を選定している。2 年次には 2～3 日間の短期研修を複数回実施し、さらに、最終的な就職先とすることを念頭に 1 か月間の「長期農家・法人研修」を実施している。
2	2 年次の 5 月に進路についての三者懇談（学生・親・学校）の結果を踏まえ、学生が希望する農業法人等に対し求人を働きかけるとともに、その後も当該農業法人等との連絡調整を行い、実際の会社説明会等の際には学生に随行するなど支援している。また、年 2～3 回、20 法人程度が参加する「農業法人説明会」を開催し、農業法人と学生との個別マッチングをする取組を実施している。
3	都道府県労働局等（労働基準監督署・安定所を含む。）の職員による農業法人等における就業環境等に関する出前講座等を開催している。

(注) 当省の調査結果による。